



塚口本店：尼崎市南塚口町 2-6-27
 塚口支店：尼崎市南塚口町 2-12-18
 川西支店：川西市栄根 2-6-37
 西宮支店：西宮市甲斐園 1-10-8
 岡場支店：神戸市北区有野中町 2-17-2

TEL 06-6429-1301
 TEL 06-6940-6421
 TEL 072-767-7770
 TEL 0798-78-7677
 TEL 078-982-4119



ふるさと納税について



ふるさと納税の本来の目的は「自治体を応援する」ことです。昨今のポータルサイトの競争激化や自治体による不透明な費用計上等を是正するため、総務省によりルールの見直しがされました。

*** 令和7年10月からの「ふるさと納税制度」の主な改正点 ***

募集適正化基準の見直し（ポイント付与の全面禁止）

- 寄附に伴いポイント等の付与を行う者を通じた募集が禁止されます。
大手ポータルサイト等を通じて寄附をした際に、従来はポイント付与や特典等があったものが2025年10月1日以降は『廃止』になります。

※ 但し、クレジットカード決済時に付与されるポイントは対象外のため従来通りです。

ポイントが付与されなくなることで寄附に対する実質的な還元率は減少します

経費ルールの厳格化

- 自治体が返礼品を提供する際の経費の使い方や宣伝方法について見直されます。
寄附金の募集等に係る費用は寄附金受領額の5割以下とし、費用には、返礼品の調達や受領証の発行、ふるさと納税の業務に係る人件費、ポータルサイトの運営事業者に支払う費用なども含まれます。

返礼品に充てる金額の減額や寄附額の増額につながります

地場産品基準の厳格化（令和8年から適用）

- 返礼品の原材料も自治体と同一の都道府県内で生産されたものに限られます。
これまでは最終加工地が当該自治体内であれば地場産品として認められるケースがありましたが改正後は限定されます。また、地元産品と他の地域産品を組み合わせたセット商品の場合、地元産品の価値がセット全体の価格の7割以上であることという基準も新たに設けられました。

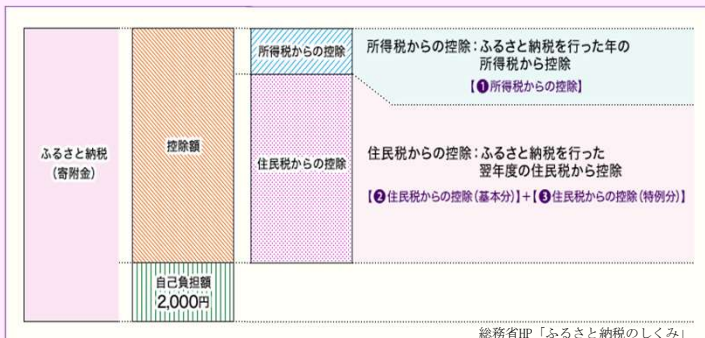
返礼品が限定されるため自治体は地域の魅力を発信することが求められます

令和7年のふるさと納税は、計画的かつ早めの対策を

* 現行制度のもとで提供されているキャンペーンや特典は、改正後には利用できなくなるためポータルサイト等のホームページで適用条件を確認のうえ、**余裕をもって**寄附をしましょう。

* 所得税の基礎控除額の引き上げ（令和7年度 税制改正⇒詳しくは「ひょうごTimes Vol.176」参照）により多くの人の所得額が減少することが見込まれます。（但し、合計所得が2,350万円以下の場合）
控除限度額の試算をする際は、住民税の基礎控除額（最高43万円）は変更がないので注意が必要です。

* 控除額の計算



- ① 所得税からの控除
(寄附金額 - 2,000円) × 「所得税の税率」
- ② 住民税からの控除（基本分）
(寄附金額 - 2,000円) × 10%
- ③ 住民税からの控除（特例分）
(寄附金額 - 2,000円) × (100% - 10% (基本分) - 所得税の税率)

※ ③(特例分)が住民税 所得割額の2割を超える場合は、
(住民税所得割額) × 20% になります。
この場合、①、②及び③の3つの控除を合計しても
(ふるさと納税額 - 2,000円)の全額が控除されず
実質負担額は2,000円を超えます。